

# rawk 論 序 説

——フサーム 検地の場合——

佐 藤 次 高

ま え が き

マムルーク朝時代(回曆 648/西曆 1250~922/1517年)には「フサーム検地」(al-rawk al-ḥusāmī, 697 年施行), 「ナーシル検地」(al-rawk al-nāṣirī, 713~725 年施行)と呼ばれる2回の全国的な検地が実施された。10世紀半ば以降のイスラム社会は軍人階級の擡頭とそれに伴う軍事イクター(iqtāʿ)制の発展によって特徴づけられる。軍人に対し、軍務の代償として一定地域内の徴税権を賦与するこのイクター制はイラクのブワイ朝に始まる。それはセルジューク朝を経て、エジプトのアイユブ朝に導入され、さらに次のマムルーク朝において一層の発展をみ、そこにおける基本的な国家制度となったのである。したがって検地施行に際して政府が当面した問題も、このようなイクター制に内在する矛盾をいかにして解決するかということに他ならなかった。

マムルーク朝社会において、両検地の持つ意味の重要性はこれまでたびたび指摘されてはいるが、その研究は十分とは言い難く、A. N. Poliak 以来さしたる進歩は見られないようである<sup>1)</sup>。しかも、Poliak の研究は検地の個々の結果を指摘するに止まり、原因・実態・結果にかんする体系的な記述には及んでいない。そのうえ、フサーム・ナーシルの両検地が無差別的に扱われている。両者を別個に分析することによって、マムルーク朝国家の変質過程をより明確に把握することが出来るのではなからうか。本稿の目的は、以上のような問題を考慮しながら、マムルーク朝における検地論序説として、フサーム検地を体系的に検討し、さらにそれからナーシル検地へ続く間の問題点を抽出することにある。なお、アラビア語の転写法と行論のための史料は次の通りである。

ʾ, b, t, th, j, ḥ, kh, d, dh, r, z, s, sh, ṣ, ḍ, ṭ, ḏ, ʿ, gh, f, q, k, l, m, n, h, w, y,

tāʾmarbūta と語頭の hamza は省略し、定冠詞は常に al- と転写する。

rawk 論 序 説

|              |   |
|--------------|---|
| Abū al-Fidā' | Abū al-Fidā' : Mukhtaṣar ta'rikh al-bashar, 2 vols.<br>Istanbul, 1286 H.年   |
| Nuwayrī      | Aḥmad al-Nuwayrī : Nihāya al-'Arab, 18 vols., al-Qāhira,<br>1929~55 年   |
| Zetterstéén  | Zetterstéén (ed.) : Beiträge zur Geschichte der Mamluken-<br>sultane, Leiden, 1919 年  |
| Ibn Khaldūn  | Ibn Khaldūn : Kitāb al-'Ibar, 7 vols., al-Qāhira, 1284 H.年  |
| Ṣubḥ         | al-Qalqashandī : Ṣubḥ al-A'shā, 14vols., Cairo, 1917~22 年   |
| Khiṭaṭ       | al-Maqrīzī : al-Mawā'iz wa al-I'tibār bi-Dhikr al-Khiṭaṭ<br>wa al-Āthār,<br>3 vols., Bayrūt (Khiṭaṭ B. と略称), 1959 年<br>9 vols., Cairo (Khiṭaṭ C. と略称), 1911 年 |
| Sulūk        | al-Maqrīzī : Kitāb al-sulūk li-Ma'rifat al-Duwal wa<br>al-mulūk, 6 vols., al-Qāhira, 1939~58 年  |
| Ibn Iyās     | Ibn Iyās : Badā'i' al-Zuhūr, vol. 1—3, Būlāq, 1893 年<br>vol. 4, al-Qāhira, 1960 年   |
| Nujūm        | Ibn Taghribirdī : al-Nujūm al-Zāhira, 12 vols., al-Qāhira,<br>1929~56 年   |
| Ḥusn         | al-Suyūṭī : Ḥusn al-Muḥāḍara fi Akhbār Miṣr wa al-Qāhira,<br>al-Qāhira, 1219 H.年  |

I

エジプトでは、イスラム時代初期からマムルーク朝に至るまで、数回にわたって全国的な土地測量が実施されたようであるが<sup>2)</sup>、その検討は別の機会にゆずり、ここでは一切扱わないことにする。マムルーク朝が成立してから、697(西暦1298)年にフサーム検地が施行されるまでのおよそ半世紀間に、帝国の版図内(エジプト・シリア・ヒジャーズ地方)では、軍務庁(dīwān al-jaysh)によって3年毎に税務調査(kashf)が行われ、また必要に応じて、随時非統一的な土地測量が実施されていた。そこでフサーム検地の実態を記述するに先立って、検地の本質をより明確に把握するために、まずこの税務調

査と土地測量の性格を考えてみることにしたい。

軍務庁は3年毎の税務調査によって、登録された軍人の支配地域 (nāḥiya) の名称、家畜の保有数および彼らの徴税状態を確認する義務があり、この調査のために税務調査官 (kāshif) が各地に派遣された<sup>3)</sup>。マムルーク朝時代の税務調査官には、通常40人長 (amir al-ṭablakhāna)<sup>4)</sup> が当てられる。彼らはスルタン Barqūq (在位 784~791年) のとき、上・下エジプトに代官 (nā'ib) が置かれるまでは、大ワラーリー (wālī al-wulā) と呼ばれ、地方の最高行政責任者であった<sup>5)</sup>。史料に散見する税務調査 (kashf) の用例<sup>6)</sup>を検討してみると、調査官は前述したように、管轄区域内におけるイクター収入の調査を行っていたことが知られるが、それは現にイクター保有者が徴収している税額の調査であって、課税の基礎となる土地測量 (qiyās) の意味は含んでいない。663年 Qaysāriya を征服した後、スルタン Baybars (在位 658~676年) は「Qaysāriya 地方の kashf とその税収高 (mutaḥaṣṣil) の〔文書〕作成を命じた」<sup>7)</sup> のであるが、この時の kashf も以上のような性格の税務調査であったと考えてよいであろう。また Baybars, Qalāwūn (在位 678~689年) によって順次十字軍から解放されていった Ṭarābulus, Batrūn, 'Akka 等のシリア諸都市についても、Qaysāriya と同様な税務調査が実施され、そこからの税収高の確認が行われたものとみて誤りないであろう。

スルタン Nāṣir (在位 693~694, 698~708, 709~741年) の治世を頂点として、マムルーク朝前半には、灌漑土手 (jisr), 灌漑池 (ḥawḍ), 運河 (khalij) 等の建設・整備による土地の開墾が積極的に行われ<sup>8)</sup>、そうした新灌漑地をイクターとして軍人に賦与するために土地測量が施行された。しかしながら、これらの新灌漑地の土地測量あるいは前に検討した税務調査は、いずれも政府が従来のイクター制を中心とする土地所有関係に内在する矛盾を認識して、それを解決する目的から実施したのではなく、それは単に調査・測量後に確認された税収入を政府分に編入するか、あるいは配下の軍人にイクターとして授与するためのものであった。この点、以下に検討するフサーム検地とはその性格をまったく異にすると言えるであろう。

次にフサーム検地の実態を可能な限り具体的に明らかにしてみたい。検地の際には土地台帳その他の文書が実際に作成されたことは確かであるが、残念ながら、今日ではこれらの文書は直接にはもちろん、間接的にも(当時の歴史家の著書に転載された形でも) 見ることが出来ない。我々が利用出来るのは、Abū al-Fidā' (672~732年), Nuwayri (697~732年), Maqrizī (766~845年) らの、検地と同時代あるいはそれ以後の歴史家が検地について述べた記事にすぎない。従ってこれらの史料の比較検討によって、事

実として何が実施されたかを抽出する以外に、拠るべき方法はないわけである。

スルタンに就任した年の翌 697 年, al-Malik al-Manṣūr Ḥusām al-Dīn Lājin は財務官 (mustawfī al-dawla) の Tāj al-Dīn al-Ṭawīl に促されて, エジプトの検地に着手した<sup>9)</sup>。この検地は後世 「Lājin は勝利者, 彼による我らの国土の検地は有名なり」<sup>10)</sup> と詩に歌われている。その開始時期については, (1) 697年5月6日, (2)697年5月16日, (3) 697年12月の3説がある。(1)は Ibn Iyās (I. p.137), Nujūm (VIII, p.90), (2)は Sulūk (I, p.743), Zetterstéén (p.45), (3)は Nūjum (VIII, p.92) の伝えるところであるが, これらのうち Ibn Iyās は15世紀後半に活躍した歴史家であり, しかも彼の年代記の記述は, スルタン Qāit Bay (在位 873~901年)以後非常に詳細になるが, それ以前の記載は他の史料の引用であること<sup>11)</sup>, および(1), (3)の説を伝える Nujūm の作者 Ibn Taghribirdī も15世紀の歴史家であることから, それらの記事は決定的な決め手となりにくい。したがって比較的フサーム検地に近い時代の両者が伝える(2)の 697年5月16日 (1298年3月1日)説を採っておくのが無難であろう。この検地が終了した時期にかんしては Sulūk に「7月8日に終了した」<sup>12)</sup>とあるだけで, 他の史料にはその記述はみられない。この Sulūk の記事によれば, フサーム検地は52日間という短期間のうちに実施されたことになるが, その理由は, 次に検地の方法を検討することによって明らかにされるであろう。

検地の担当者については, Sulūk に「彼 (スルタン Ḥusām)は, エジプトの検地に al-amīr Badr al-Dīn Baylik al-Fārsī al-Ḥāājib と al-Barīdī の名で知られる al-amīr Bahā' al-Dīn Qarāqūsh al-Zāhiri を任命した。そしてこの業務にはすべての書記 (kātib) が動員され, その中には財務官の Tāj al-Dīn 'Abd al-Raḥmān al-Ṭawīl が含まれていた。エプト人の新改宗者であった彼は, 「書記の知識と技術の権威であり, 彼の言には信頼が置かれ, 顧問役を務めていた。アミールらは書記と各地方の県知事 (wulā, wālī の pl.) を伴って, 5月16日に検地に赴いた」<sup>13)</sup>とあるように, 2人のアミール, Badr al-Dīn Baylik al-Fārsī と Bahā' al-Dīn Qarāqūsh al-Zāhiri がその責任者に任ぜられ, 彼らは書記 (kātib) と各地方の県知事 (wālī) を伴って検地に赴いたのである。つまり, この検地は2人のアミールの指揮の下に, 地方行政組織を利用して一斉に開始されたのであり, 調査が短期間のうちに終了した1つの理由は, こうした施行方法にあったものと推察される。検地を施行するに当たって重要な役割を演じたのは県知事で, 彼は mutawallī とも呼ばれ, 管轄区域内の政治支配権を持ち, また灌漑のための人夫の徴発権を有し, 同時に当該地域の耕作状況その他を政府に報告する義

務をも負っていた<sup>14)</sup>。

フサーム検地が対象にしたのは、マムルーク朝支配下のエジプト (Miṣr) であるが、史料によってその表現の仕方が異なる。それらをまとめてみると、(1)エジプトの諸地方 (al-bilād al-miṣriya あるいは arāḍi miṣr)<sup>15)</sup>、(2) 軍人のイクター (iqṭā'āt あるいは akhbāz)<sup>16)</sup> の2つに分類される。このような相違をもたらした理由を説明するためには、フサーム検地以前の土地所有のあり方を考慮しなければならない。当時エジプト全土は、およそ次のように分割されていた。すなわち、

|                 |   |
|-----------------|---|
| $\frac{4}{24}$  | スルタン領   |
| $\frac{10}{24}$ | アミールのイクター                                       |
| $\frac{10}{24}$ | 非マムルーク騎士団 (ajnād al-ḥalqa) のイクター <sup>17)</sup> |

このほかに私有地 (milk)、および宗教的機関に属するワクフ (waqf) もむろん存在したのであるが、マムルーク朝初期のエジプトにおいては、これらの土地所有形態の比率は小さく<sup>18)</sup>、Qalqashandī も Ṣubḥ において「上・下エジプトの大半は、少数の waqf を除いては政府官庁 (al-dawāwīn al-sultāniya) の管理下、およびアミールとそれ以外の兵士の iqṭā' の中に入っていた」と述べている<sup>19)</sup>。結局、上の数字からも知られるように、エジプトのほぼ6分の5は軍人に与えられるイクターだったのであり、従ってイクターを検地することは、エジプト全土を検地することと同じ意味を持っていた。このようなエジプトの土地所有のあり方が(1)、(2)の記述の相違をもたらしたに違いない。後述するように、スルタン Ḥusām はその治世中に、以前非合法的に waqf あるいは milk とされていた土地をもとに戻す施策を積極的に実施しているので、このフサーム検地の際にも、非合法的な waqf あるいは milk にかんする調査が当然行われたと考えられるが、全体的にはそれは殆んど問題にならなかったのである。

次に具体的な調査内容について述べてみよう。ただこの検地にかんしては、次のナースフィル検地に比べて極く限られた記事しか伝えられていないので、多くの事実を知ることとは不可能である。まず Ibn Iyās には「これ (フサーム検地) を提唱したのは Tāj al-Ṭawīl と呼ばれる1人の官吏 (mubāshir) であり、村 (balad) の地積数 (misāḥa) とその名称にかんする文書 (qawā'im, qā'ima の pl.) の作成が始められた」<sup>20)</sup> とあり、これによればフサーム検地では「各村毎に地積数の調査」が実施されたことになる。また Nujūm には、「財務官の Tāj al-Ṭawīl は、全官庁 (dīwān) に amir と jund (兵士) の iqṭā' の税収高 ('ibra)<sup>21)</sup> と村の法 (qānūn al-bilād) にかんする文

書 (awrāq) の作成を指示した<sup>22)</sup>とあって、「イクターの税収高の調査」が行われたことになっている。両記事の表現には若干の相違が認められるが、当時のイクターからの税収入 ('ibra) は、実際の流通貨幣の単位とは異なる dinār jayshī によって表示されたことから、Ibn Iyās の記事のイクターに当てられていた「村の地積数の調査」も、Nujūm の記事が伝えるように、そのイクターの 'ibra を知るために実施されたことは明らかである。要するに、各村毎に土地測量を実施してその耕地面積を知り、そこからの税収高の確認が行われたのである。

では、この時同時に文書にまとめられた村の法 (qānūn al-bilād) とは具体的にどのような内容のものであろうか。後に述べるように、マムルーク朝時代には、上級のアミールが下級兵士のイクターを自らの事務所 (diwān al-amīr) の管理下に入れ、それを保護管理することにより一定の収入を得るという保護権 (ḥimāya) が存在していた<sup>23)</sup>。アミールらはこの保護権を利用して、配下にある兵士のイクターを収奪したために、それに対する不満が下級兵士の間に高まっていた。このような事情のもとに実施されたこの検地によって、保護下のイクターは、アミールの diwān の管理外に置かれるようになった、つまり保護権は廃止されるに至ったのである<sup>24)</sup>。Nujūm の記事に見られた「村の法」とは、この保護権廃止にかんする規定がその中心をなすと考えて間違いないであろう。

こうして、各地で作成された検地文書は中央政府に集められ、ここで土地の分配比が定められた。それについて Khiṭāṭ には「スルタンはこの検地で、amīr と jund (兵士) に対して 11 qīrāt ( $\frac{11}{24}$ ) を配分し、9 qīrāt ( $\frac{9}{24}$ ) を、兵士を新たに採用して彼らにそれ (iqṭa') を与えるためのものとした。その後スルタンは 10 qīrāt ( $\frac{10}{24}$ ) にかんして amīr と jund の承認書を取り決め、1 qīrāt ( $\frac{1}{24}$ ) を、iqṭa' の収入が少ないために、その増加を要求している軍人に返した<sup>25)</sup>とある。要するに、エジプトの  $\frac{11}{24}$  はアミール等の既存の軍人に与えられ、 $\frac{9}{24}$  は新採用の軍人、すなわち mamlūk に対するイクター分と定められたのである。ここに記されていない残りの  $\frac{4}{24}$  は、検地以前と変わりなく、スルタン領として配分されたのであろう。Ibn Iyās は「スルタンには 13 qīrāt が残された<sup>26)</sup>と述べているが、これは Khiṭāṭ の記事におけるスルタン領  $\frac{4}{24}$  と新兵のための  $\frac{9}{24}$  を加えた数字である。つまり mamlūk を中心とする新兵へのイクター授与はスルタンの直轄地によってなされたわけである。

ところが、このエジプトの領土配分については、Nujūm に2種類の別の記事が伝え

られている。その第1は、amīr と jund に対して 11 qīrāt を分配した後、その中から 1 qīrāt をイクター収入の少ない兵士に与えたのであるが、その時スルタン Ḥusām と副スルタン (nā'ib al-sultān) である Mankūtimur が殺害されたとする記事である<sup>27)</sup>。第2は、amīr と jund に対して 14 qīrāt, スルタンに対して 4 qīrāt, そしてイクター収入の少ない兵士に 2 qīrāt を配分した時、スルタンが殺害されたとする記事である<sup>28)</sup>。しかしながら、エジプト全土の領土配分が決定され、イクター授与文書 (mithāl) が発行され始めたのは697年7月であり、スルタン Ḥusām と Mankūtimur が相前後して殺害されたのは 698 年にはいつてからである、とするのが正しいと思われる<sup>29)</sup>。とすれば、スルタンが土地の分配比を決定する途中で殺されるはずはないから、Nujūm 所収のこの2つの記事は、いずれも事実の前後関係を混同して伝えていると考えられる。以上のことから、結局、フサーム検地によるエジプトの領土配分は次のように決定されたと結論される。すなわち、

$\frac{13}{24}$  スルタン領<sup>30)</sup> (このうち  $\frac{9}{24}$  は新兵 (mamlūk) のためのイクター)

$\frac{10}{24}$  アミールおよび非マムルーク騎士団のイクター

$\frac{1}{24}$  イクター収入の少ない軍人のための補充地

このように、政府によって、各地から回収された検地文書が検討され、その結果土地分配比が決定されると、続いて各軍人に対してイクター授与文書が与えられたのであるが、その分析は後にまわし、次に当時のマムルーク朝社会におけるイクター制のあり方を検討することによって、以上のような検地を実施するに至った原因あるいはその施行の原則について考えてみることにしたい。

## II

エジプト・シリアを中心とする西方イスラム世界にイクター制が導入されて以来、スルタン—イクター保有者—農民の関係が国家の基本的な関係となり、イクター保有者 (muqṭa') である軍人にとって、より多くのイクターを獲得することは、それだけ彼らの経済的基盤の強化と政治権力の伸長とにつながることを意味するようになっていた。そこでフサーム検地の原因を明らかにする前提として、まずマムルーク朝のイクター制について簡単に述べることにしたい。

マムルーク朝時代の土地所有形態は大きく、al-khāṣṣ al-sultāniya (スルタン領)、rizaq (恩賞地)<sup>31)</sup>、milk (私有地)、waqf (宗教的機関への寄進地) および iqtā' の5種に分類され、そのうち、マムルーク朝前半においては、前述したように、スルタン直属のマムルークに授与されるスルタン領も含めて、muqṭa' の保有するイクターが最大の部分を占めていた。このイクターを授与されたのは、アミール、マムルーク、非マムルーク騎士らのマムルーク朝の正規軍を形成する軍人のほか、その数は少ないながら、遊牧民あるいは軍人からイクターを買い取った商人等であった。ちなみに、官吏に対してはイクターは与えられず、俸給が支給されていたようである。また、アミールに所属するマムルークは、主人のアミールがもつイクター収入の3分の2を与えられるのを原則としていたから、直接スルタンからイクターを授与されることはなかった<sup>32)</sup>。このように、イクターからの収入を主要な財源とする軍人にとって、授与されるイクターの大小は彼らの最大の利害問題であり、そのためにイクターをめぐる軍人の争いが頻繁に発生していた。今、その二、三を例示すれば、まず Sulūk の706年の記事に、「2人のアミール 'Ilm al-Dīn Sanjar al-Barawānī と Sayf al-Dīn al-Tashlāgī との間が、iqtā' にかんする2人の権力争いから険悪になった」とある<sup>33)</sup>。'Ilm al-Dīn はスルタン Nāṣir と対立したアミール Baybars 配下の軍人であり、Sayf al-Dīn は Nāṣir 側についたアミール Sallār 配下の軍人であるので、両派の政治権力争いとかからんで、このイクターをめぐる紛争が発生したものと考えられる。また Sulūk の713年の条には、その境界をめぐるイクターの争いのために、2人のアミール 'Izz al-Dīn Aybak al-Rūmī と Rukn al-Dīn Baybars が逮捕されたことを述べた記事がある<sup>34)</sup>。さらに、Sulūk の698年の条にも、アミールらが「iqtā' の獲得にどん欲になっていた」という記事があることから<sup>35)</sup>、697年の検地以前にも同様な紛争は多数発生していたものと考えられる。このように、イクターにかんする権利争いは、必然的に上級のアミールが一般の兵士のイクターを保護下に入れるという結果をもたらしたのである。保護権 (ḥimāya) の発生である。

イクター制に附随したこの ḥimāya について、A. N. Poliak は「都市に住む小領主がその封土から離れているために、彼らの封土はより権力の強い人間の保護下に置かれるようになり、保護者は、農民および被保護者から徴収される報酬によってその封土を経営した」と述べている<sup>36)</sup>。しかし、Sulūk の698年の記事に「エジプトにおいて、al-burjiya (スルタン Qalāwūn の創設したマムルーク軍) の勢力が強大になり、彼らの下に多くの ḥimāyāt (ḥimāya の pl.) が集まるようになって、人々はしばしば



彼らの下に出向いて行った』<sup>37)</sup> とあることから知られるように、イクター保有者が権力を拡大してゆく1つの方法として ḥimāya の集中が行なわれたのである。こうした ḥimāya に附随する政治的性格や前に述べたイクターをめぐる軍人間の紛争などを考慮すれば、ḥimāya 発生の問題を、Poliak が述べるように、単に不在領主の存在から説くだけでは不十分なことは明らかであろう。つまり、ḥimāya はそれを与える側にとっても積極的な意義を持っていたのであり、それを与えられるイクター保有者の利益からのみ発生したとは考えられない。

ところで、710年に死んだアミールの Sallār について、Sulūk に「彼の下に、彼の私有地の借地料 (ujar amlākihi) として毎日 1,000 dīnār miṣriya (エジプト金貨) が、また彼の iqtā'āt, 徴税請負 (ḍamānāt) および ḥimāyāt から補助的に毎日100,000 dirham——それは当時 5,000 dinar miṣriya 以上であった——が入ってきていた』<sup>38)</sup> と述べられていることから、イクター保有や徴税請負による収入と並んで、ḥimāya がアミールの一財源になっていたことが知られる。

では、アミールは保護下に入れたイクターを実際にはどのようにして管理したのであろうか。Kḥiṭaṭ には「アミールらは兵士の iqtā' から多くのものを取り、兵士にはあまり与えていなかった。この iqtā' はアミールの事務所 (dawāwīn al-umarā') の管理下に入れられ、そこで略奪者を避けたのであるが、紛争が持上り、混乱が発生していた』<sup>39)</sup> とあり、Sulūk にも「兵士たちは、アミールが彼らに対してアミールの dīwān から多くを与えなかったために、被害を被っており、iqtā' はすべての不正や略奪の原因であるアミールの保護下に置かれていた』<sup>40)</sup> とある。つまり、イクターを保護下に入れるということは、具体的には、それをアミールの dīwān の管理下に置くことだったのである。しかし、そうすることによって、外部からの権利侵害は防げたが、逆にそのイクターは、保護者そのものから収奪される結果となり、そこに様々な紛争が発生したのである。このことは、保護関係の成立が、アミールと兵士との間に、軍隊内部の身分関係をこえた、支配・被支配の関係をもたらしたことを意味する。イクター制の基本理念は、スルタンが軍人にイクターを賦与することによって、軍隊を組織化することにある。しかしながらこの保護関係が、軍隊の組織化に相反する支配・被支配の関係を軍人間にもたらしたとすれば、もはや ḥimāya がイクター制の存続とは相容れない性格を持つに至っていたことは明らかであろう。

フサーム検地施行の背後には、以上のようなイクターの状況が存在したのであるが、時のスルタン Ḥusām の施政について、Sulūk に「Lājīn (Ḥusām) は非合法的に奪

われていた私有地をもとの所有者に返却した。その中には、〔スルタン〕 al-Malik al-Zāhir (在位658~676年) の、彼の子供に対する waqf であったダマスクスの Dumayr 村がある。また彼は 'Izz al-Dīn b. Qalānsī に、彼が Qalāwūn の時代に奪われていた財産 (māl) を返却した<sup>41)</sup> とあるように、イクター保有権をも含めて、非合法的に移されていた所有権をもとの所有者へ返還する施策を積極的に実施している。このようなスルタン Ḥuāsm の全般的な施政の方針からすると、フサーム検地の直接的な理由は ḥimāya に基づく上級軍人であるアミールと下級軍人との間の紛争であった。従ってその施行の目的は、こうした紛争の根源である ḥimāya を廃止し、保護下にあったイクターをもとのイクター保有者 (muqṭa') に帰し、スルタンが官吏機構を通じて muqṭa' を保護するという、イクター制本来のあり方に戻すことであったと考えられる。またフサーム検地の最高責任者であった Mankūtimur について、「スルタンの代理人である al-amīr Mankītimur には、エジプト・シリアのアミールの圧力が重くのしかかっていた。そこで彼は彼らを排除し、自らの意志によって支配するために、彼らに代ってスルタンの mamlūk [の地位] を引き上げようとした<sup>42)</sup> という Sulūk の記事がよく示しているように、検地当時すでに、マムルークをスルタン権力の直接的基礎にしようとする支配者の意識が存在したことに注意しなければならない。このことと前述した実態の分析から、検地を施行するに当たって、政府側にはイクター数の増大を計り、さらにマムルークへのイクター授与のために、スルタン領を大幅に増加させようという意図があったことは容易に推察されるであろう。しかもこのことは、イクター保有者であるアミールが、ḥimāya の集中を主な手段として、政府に対立する勢力となりつつあったことと裏腹の関係にあったのである。

### III

では、検地の結果、政府は当面する課題を完全に解決しえたのであろうか。この章ではこの結果を分析することによって、検地の成果を検討し、併せて次のナーシール検地に続く問題点を指摘してみたい。政府は各地から収集した検地文書を検討して、土地の分配比を決定すると、続いて軍人に対し、amīr, muqaddam al-ḥalqa (非マムルーク騎士団長), ajnād al-ḥalqa (非マムルーク騎士) の順にイクター授与文書 (mithāl) の分配を開始した<sup>43)</sup>。その分配の原則は、検地施行の原則から既に明らかのように、「iqṭā' をもとの所有者に戻し、それらをすべてアミールの dīwān の管理外に置くこ

と」<sup>44)</sup>であった。これによって、フサーム検地は、himāya 廃止という点では所期の目的に沿って実施されたことが確認されるが、次にこのイクター授与文書の分配の仕方、あるいはその内容について考えてみることにしたい。

Khiṭāṭ の「トルコ系王朝の軍隊とその形態および習慣の話」と題する章の中で、al-Maqrīzī は「彼（スルタン）は軍務庁の長官 (nāzīr al-jaysh) に彼（兵士）のための文書の作成を命ずる。そこで長官は『某々の土地の範囲 (ḥayz) はかくの如くである』と保証した mithāl と呼ばれる簡潔で美しい〔文章〕を書き、さらにその上部に、彼の居住地区名を書いてそれをスルタンに提出する。スルタンはそれに自筆で署名し、侍従 (ḥājib) がそれを指定された兵士に授与する。かくして兵士は土地 (arḍ) を受取る」<sup>45)</sup>と述べている。これによれば、軍務庁で作成されるイクター授与文書 (mithāl) には、授与されるイクターの範囲とイクター保有者の居住地区の名前が記載され、それにスルトンの署名がなされたことが知られる<sup>46)</sup>。また検地後、スルタン Ḥusām がアミールおよび軍司令官 (muqaddam) らに対する mithāl の分配を行なった時、その税収高 ('ibra) が小さいために彼らの顔色が変わった、と述べた記事<sup>47)</sup>があるので、mithāl にはイクターからの収入高が表記されていたことも間違いないであろう。兵士がこのような形式の mithāl をスルタンから授与されることによって、スルタンとイクター保有者との直接的結びつきが再び確認されたわけである。

ところで、フサーム検地後に授与された mithāl について、Sulūk に「7月8日、検地が終了すると amīr に対する mithāl が分配され、9日には muqaddam al-ḥalqa に対する mithāl が、そして10日には ajnād al-ḥalqa に対する mithāl が分配された。村々は、スルタンに属する人頭税 (jawāli) と後継者のない世襲地 (al-mawārith al-ḥashariya), および iqṭā' に属する恩賞地 (al-rizāq al-aḥbāsīya) を除いて、残りなく amīr および jund (兵士) に分配された」<sup>48)</sup>とあることから知られるように、政府に属する jawāli, al-mawārith al-ḥashariya, および waqf に近い性格を持った al-rizāq al-aḥbāsīya は、イクターとして授与されなかったのである。'Alī Ibrāhīm Ḥasan は「バフリー・マムルーク朝史研究」において、「この検地で、土地はすべて「アミールや兵士にイクターとして与えられた。ただ、jawāli と al-mawārith al-ḥashariya だけが除外された」<sup>49)</sup>と述べているが、上に引いた史料から al-rizāq al-aḥbāsīya もイクター以外の範囲に入れるべきであると思われる。

さて、この時行なわれた mithāl 分配の結果については、Sulūk に「そのイクター収入 ('ibra) が小さいために、彼ら（軍人達）の顔色が変わったのが分った」<sup>50)</sup>とあり、

Nujūm にも「彼ら（軍人達）はそれを受取ったが、それに満足しなかった。〔それに〕不満なアミールらのうちの主だった者の1人がスルタンのもとに行き、 iqtā' の 'ibra の増大を要求した」<sup>51)</sup> とある。これらの記事が端的に示しているように、殆んどすべての軍人が、その内容に不満だったことは明らかであるが、ではどの程度彼らの収入は減少したのであろうか。次の Sulūk の 697 年の記事は、大まかな数字ではあるが、当時のイクター収入の変化をよく示している。「iqtā' 〔の収入〕は al-Manṣūr Qalāwūn 時代 (678~689年) 以来減少しており、かつてその最少は 10,000 dirham, その最高は 30,000 dirham を越えていたが、〔やがて〕その最高が 20,000 dirham に達するだけとなった。そしてこの rawk (フサーム検地) では、iqtā' の最高が 10,000 dirham とされ、これが兵士たち (ajnad) を圧迫した。」<sup>52)</sup> つまり、これによれば、10,000 dirham から 30,000 dirham の間にあった兵士 (jund) の 'ibra がやがて 20,000 dirham 以下となり、さらにそれが、フサーム検地によって 10,000 dirham 以下に限定されたわけである。この jund (pl. ajnad) とは、上の文章に続いて「amir に仕える」とあるので、アミールの部下の兵士であることがわかるが、さらに次の Nujūm の記事から、それは非マムルーク騎士 (ajnad al-ḥalqa) であることが知られる。またこの記事は、Sutūk とは異なった数字を記しているので引用してみよう。「ajnad al-ḥalqa について言えば、彼らの状態は al-Malik al-Manṣūr Qalāwūn 時代以来低下していた。すなわち、iqtā' の 'ibra の最少、つまりその mutaḥaṣṣil の最少は 10,000 dirham であり、その最高は 30,000 dirham であったが、この rawk において、iqtā' の最大のものが 20,000 dirham 以下と定められた。このために兵士の収入 (rizq al-ajnad) は減少した。」<sup>53)</sup> つまりフサーム検地以前の非マムルーク騎士のイクター収入は、Sulūk では 20,000 dirham 以下であるとされているのに対して、Nujūm では 10,000 dirham から 30,000 dirham の間にあり、検地後に 20,000 dirham 以下に限定されたとされる。そこでこの両史料の正否を決めなければならないが、そのために、715 年のナースィル検地以前における軍人のイクター収入についてまとめた次のイブラ表を検討することにした。

|                   | (dīnār jayshī) |
|-------------------|----------------|
| 100 人長            | 80,000~200,000 |
| 40 人長             | 23,000~ 30,000 |
| 10 人長             | 7,000 以下       |
| muqaddam al-ḥalqa | 1,500 以下       |

## ajṅād al-ḥalqa

250 以上<sup>54)</sup>

この表によれば、非マムルーク騎士団長 (muqaddam al-ḥalqa) のイクター収入は 1,500 *dinār jayshī* 以下、すなわち約 15,000 *dirham* 以下であり<sup>55)</sup>、非マムルーク騎士のイクター収入は 250 *dinār jayshī* (=2,500 *dirham*) 以上である。つまり非マムルーク騎士内部にも各段階があり、そのイクター収入は 2,500 *dirham* から 15,000 *dirham* の間を上下していたと考えられる。それはともかく、その値が 15,000 *dirham* 以下であることに注意したい。非マムルーク騎士団長のイクター収入が 15,000 *dirham* 以下であれば、それより下位の非マムルーク騎士のイクター収入が、Nujūm の記事が伝えるように、20,000 *dirham* を最高とするとは考え難い。イブラ表の値については、Khiṭaṭ, Ḥusn, Ṣubḥ 等の史料が一致しているので、その値は確かなものと思われる。それで結局、フサーム検地後の非マムルーク騎士のイクター収入は 10,000 *dirham* 以下に限定されたとする Sulūk の記事が正しく、Nujūm の記事は誤りであることが分る。従って Sulūk によれば、フサーム検地前後で非マムルーク騎士のイクター収入は、その最高が 20,000 *dirham* から 10,000 *dirham* へと半減したわけである。

‘Alī Ibrāhīm Ḥasan は典拠を示さず「スルタン Qalāwūn 時代の 1 つのイクターの収入 (*mutaḥaṣṣil*) は、小さいイクターの 10,000 *dirham* から大きいイクターの 30,000 *dirham* の間を変化していた。フサーム検地後は最大のイクターの収入は 20,000 *dirham* になった」<sup>56)</sup>と述べているが、おそらくこれは、ここで誤りであるとした Nujūm の記事によったのであろう。D. Ayalon も同じく典拠を明示せず、「フサーム検地後の *jund al-ḥalqa* のイクター収入はそれぞれ 5,000 *dirham* および 20,000 *dirham* である」<sup>57)</sup>と述べているが、これが上に引いた Sulūk の記事にも Nujūm の記事にも合致しないことは明らかである。しかもこの問題にかんして、他に信頼すべき新しい史料があるとは考えられない。

ともかく、このフサーム検地の結果、イクター保有者層としての非マムルーク騎士団の地位は一段と低下したわけであり、さらにナースィル検地を経て、彼らは政治的・社会的にその重要性を次第に喪失してゆくのである。このような非マムルーク騎士団の動向についてはすでに D. Ayalon の論文が発表されているので<sup>58)</sup>、詳細はそれに譲り、ここではこれ以上触れないでおきたい。

以上のことから、非マムルーク騎士に授与された *mithāl* の内容の概略とその分配の結果は推察出来たが、彼らと同様 *mithāl* の内容に不満を抱いていたアミールのイクター収入の変化を示す史料はなく、イブラ表によってそれぞれの位のアミールのイクター

収入 ('ibra) を知ることが出来るだけである。しかし、彼らは1つの財源になっていた保護権 (ḥimāya) を剝奪されたうえ、期待通りのイクターを授与されなかったことは確かである。しかも、政府によって ḥimāya を否定されたいということは単にアミールの経済的な収入の減少を意味しただけではなく、それはまたアミールが、多くの ḥimāya の集中によって、イクター保有者としての政治権力を拡大しようとする道をも、国家権力によって否定されたことを意味していたのである。従って、この検地によるスルタン領の増大(エジプト全土の  $\frac{4}{24}$  から  $\frac{13}{24}$ ) から知られるように、その分与地が大幅に増大したスルタン直属のマムルークは別として、アミールを中心とする軍人の政府に対する不信の念は、一時に表面化したのである。しかも、検地の最高責任者であった副スルタンの Mankūtimur が、自らの特権を利用して広大なイクターを獲得したということが<sup>59)</sup>、政府に対する彼らの反感をさらに強めたのであった。かくして、698年4月、スルタン Ḥusām と Mankūtinur は、ダマスクスの代官 (nā'ib Dimashq) であるアミールの Qibjaq, およびブルジー・マムルーク軍の司令官 (muqaddam al-mamālik al-burjīya) である Sayf al-Dīn Kurjī らを中心とする軍人によって殺害されたのである<sup>60)</sup>。この暗殺事件の詳細は本論の主題から外れるので、ここでは省略するが、ただこの事件には、「彼ら(暗殺計画者)はスルタンの殺害について意見が一致した。彼らは amīr, al-mamālik al-manṣūriya, および al-mamālik al-ashrafiya<sup>61)</sup> の間を奔走し始め、これらの人々が彼らに同意するようになった」<sup>62)</sup>とあるように、以前のスルタンが創設したマムルーク軍が参加していることに注意したい。すなわち、特定のスルタンによって創設された al-mamālik al-manṣūriya, al-mamālik al-ashrafiya のようなマムルーク軍は、そのスルタンの死後も軍事集団として残存したのであり、当時のスルタンは彼らを無視して統一政権を確立・維持することは出来なくなっていたのである。713年にはじまる次のナースィル検地では、これらのマムルーク軍をいかにしてイクター制の中に位置づけるかということが最大の問題であった。

## む す び

以上述べてきたところを要約してむすびにかえることにしたい。フサーム検地を施行するに当たって、政府は2つの問題に当面していた。1つは、マムルーク朝国家の基礎であるイクター制と相矛盾する性格を持つに至った、アミールと兵士との間の保護関係を廃止することであり、他の1つはマムルークをスルタン権力の直接的基盤にしよう

することであった。これを解決するために、政府は全国的な検地を施行して、マムルークのためのイクターを確保し、改めて各軍人に対してイクターを授与したのであった。しかし、当面した2つの課題の内容から明らかなように、それらを同時に解決するためには、大幅なイクター数の増大が必要であった。ところが、非合法的に私有地、あるいはワクフとされていた土地を没収し、また従来 of イクターの税収高を土地測量によって確定するというフサーム検地の方法では、この要求は十分に満たされなかったのである。この結果がマムルーク以外の軍人に対するイクターの縮少であり、そのためにスルタン Ḥusām は暗殺され、検地は結局失敗に終わったのである。従って、次のナースィル検地では、イクター内部における複雑な権力関係を整理し、地租 (kharāj), 人頭税 (jawālī), 現物貢租 (diyāfa) 徴収の権限をすべてイクター保有者に帰属させるという、税制改革を実施しなければならなかった。このナースィル検地の結果、マムルークによる支配体制が確立することになるのであるが、それについてはまた稿を改めて論ずることにしたい。

(筆者は東京大学大学院学生)

#### 註

- 1) A. N. Poliak : *Feudalism in Egypt, Syria, Palestine and the Lebanon, 1250~1900.* (London, 1939 年。以下、Feudalism と略称) p.21~5 参照。なお、これ以外にマムルーク朝の検地を扱ったものとして、同じく A. N. Poliak : *Le Caractère Colonial de L'État Mamelouk dans ses Rapports avec La Horde d'OR* (REI, vol. IX. 1935 年) ; *Some Notes on the Feudal System of the Mamlūks* (JRAS, 1937 年) ; 'Ali Ibrāhīm Ḥasan 「バフラー・マムルーク朝史研究」 (*Darāsāt fi Ta'rikh al-mamālik al-Baḥrī, Miṣr*, 1948 年) ; D. Ayalon : *Studies on the Structure of the Mamlūk Army, I—III*, (BSOAS, 1953~54 年) 等があるが、それらはすべて検地の概説的記述に止まり、Poliak の Feudalism の域を出るものではない。
- 2) 'Ali Ibrāhīm Ḥasan 前掲書 p.332。
- 3) *Feudalism* p.22. Nuwayrī, VIII, 297 ; Sulūk, I, 463 ; II, 296 ; Nujūm, VIII, 205 ; IX, 316.
- 4) マムルーク朝の軍隊はおおよそ次のように編成されていた ;
  - (i) スルタン直属のマムルーク軍 (al-mamālik al-sultāniya)
    - (a) 現スルタンのマムルーク (mushtarawāt, あるいは ajlāb)
    - (b) 他の主人 (前スルタンあるいは amir) から現スルタンに仕えるようになった

rawk 論 序 説

mamlūk

- (ii) アミール (100人長, 40人長, 10人長, 5人長) とその配下の mamlūk および非マムルークの兵士
- (iii) 非マムルーク騎士団 (ajnād al-ḥalqa) (D. Ayalon 前掲論文Ⅱ, p.451).
- 5) Şubḥ, Ⅳ, 22~28, 65; ‘Alī Ibrāhīm Ḥasan 前掲書 p.238.
  - 6) Sulūk, Ⅰ, 783; Ⅱ, 241; Nujūm, Ⅷ, 242.
  - 7) Sulūk, Ⅰ, 530.
  - 8) Sulūk, Ⅰ, 446, 638~9; Ⅱ, 111, 123, 129, 130~1, 137~8, 251, 289; Nujūm, Ⅸ, 182~3, 191~2.
  - 9) Ibn Iyās, Ⅰ, 137.
  - 10) Ibn Iyās, Ⅳ, 486~7.
  - 11) E. Ⅰ, vol. Ⅲ, p.390~1.
  - 12) Sulūk, Ⅰ, 844.
  - 13) Sulūk, Ⅰ, 841~3. cf. Nujūm, Ⅷ, 91.
  - 14) Sulūk, Ⅱ, 219, 223, 300.
  - 15) Abū al-Fidā’, Ⅳ, 39; Ibn Iyās, Ⅰ, 137; Khīṭaṭ, C., Ⅰ, 21; Nujūm, Ⅷ, 90; Sulūk, Ⅰ, 841.
  - 16) Ibn Khaldūn, Ⅴ, 881; Zetterstéen, 40, 45; Sulūk, Ⅱ, 18~20; R. Dozy: Supplément aux dictionnaires arabes (Leyde, 1881 年) vol. Ⅰ, p.348. マムール朝時代には, iqtā’ の同義語として khubz (pl. akhbāz) あるいは mithāl (pl. mithālāt) が用いられた (Feudalism, p.18)
  - 17) Ibn Iyās, Ⅰ, 137; Khīṭaṭ, C., Ⅰ, 21; Sulūk, Ⅰ, 841; Nujūm, Ⅷ, 920; cf. Feudalism, p.28.
  - 18) Feudalism, p.36.
  - 19) Şubḥ, Ⅲ, 455.
  - 20) Ibn Iyās, Ⅰ, 137.
  - 21) Poliak によれば, ‘ibra は dinār jayshī によって表示されたイクターの税収入であり, 前述した mutahāṣṣil は当時の流通貨幣の1つである dirham 銀貨によって表示されたイクター収入である (Some Notes on the Feudal System of the Mamlūks, p.99).
  - 22) Nujūm, Ⅷ, 92~3.
  - 23) Feudalism, p.25.
  - 24) Khīṭaṭ, C., Ⅰ, 21.
  - 25) ibid.



- 26) Ibn Iyās, I, 137.
- 27) Nujūm, VIII, 92.
- 28) Nujūm, VIII, 93.
- 29) Sulūk, I, 844, 856~9; Ibn Iyās, I, 138.
- 30) この時、スルタン領に指定されたのは、Ghīza, Iṭfiḥiya, Iskandariya, Dimyāt, Manfalūt, Huww, al-Kawm al-Aḥmar, Marj, Haraja Samaṭā, Adfū, Ṭafth の諸地方であった (Sulūk, I, 843~4; Nujūm, VIII, 94; Ibn Khaldūn, V, 881~2).
- 31) A.N. Paliak によれば, rizaq (rizqa の pl.) は al-rizaq al-jayshīya (軍事的な rizaq) と al-rizaq al-aḥbāsiya (宗教的な rizaq) の 2 種に分類され, 前者は軍事的能力のない amīr, 政治的理由から追放された amīr, および amīr や al-ḥalqa (非マムルーク騎士) の妻, 寡婦, 孤児等に与えられた土地である。また後者は宗教的機関あるいは賢者に対して与えられた土地である (Feudalism, p.32~4)。al-rizaq al-aḥbāsiya については, 3 年毎に税務調査が行われ, その土地が耕作地である場合には, その 1/2 が waqf として所有者の自由になり, 残りの 1/2 に関しては, 政府官吏によって小作人 (muzāri') から 3 年分の kharāj として faddān 当り 100 dirham が徴収された (Sulūk, II, 473~4)。一方, al-rizaq al-jayshīya については, その性格から考えて政府官吏による徴税はなされなかったと推察される。しかし, 両者はともに rizaq と略称されることがしばしばあり, 実際にはその区別は困難な場合が多い。
- 32) Feudalism, p.6, 20~1; ,Alī Ibrāhīm Ḥasan 前掲書 p.332; cf. Sulūk, I, 672~3.
- 33) Sulūk, II, 22.
- 34) Sulūk, II, 128.
- 35) Sulūk, I, 875~6.
- 36) Feudalism, p.25; cf. A.N. Poliak : Le féodalité islamique (REI.—10, 1936 年) p.258~9.
- 37) Sulūk, I, 875~6.
- 38) Sulūk, II, 97.
- 39) Kḥiṭaṭ, C., I, 21.
- 40) Sulūk, I, 864~5.
- 41) Sulūk, I, 864.
- 42) Sulūk, I, 852.
- 43) Sulūk, I, 844~6.
- 44) Kḥiṭaṭ, C., I, 21. なお, フサーム検地の結果を述べた Sulūk の記事にも「数多くの iqtā' がアミール的手中にあったので, 彼 (Ḥusām) はそれらをもとの所有者に戻した」とある (I,

864)

- 45) *Khiṭaṭ*, B., I, 141.
- 46) cf. *Feudalism*, p. 30~1.
- 47) *Sulūk*, I, 845~6. cf. *Nujūm*, VIII, 94.
- 48) *Sulūk*, I, 844~5.
- 49) ‘*Ali Ibrāhīm Ḥasan* 前掲書 p. 334.
- 50) *Sulūk*, I, 845~6.
- 51) *Nujūm*, VIII, 94.
- 52) *Sulūk*, I, 846.
- 53) *Nujūm*, VIII, 94~5.
- 54) これは *Khiṭaṭ*, B., III, 139~140; *Ḥusn*, II, 83; *Ṣubḥ*, IV, 50~1 に記された数字をまとめて表記したものであるが, A. N. Poliak の *Some Notes on the Feudal System of the Mamlūks* (JRAS, 1937 年) p. 103 には, すでに次のナーシール検地後のイブラ表と合わせて, これと同じ表が作成されている。そこでは, 10人長の「7,000 以下」は誤りで, 「9,000 以下」が正しいとある。また Poliak は同じ論文で, このイブラ表はマムルーク朝全般の状態を示したものであると述べているが (p. 101), ナーシール検地後のイブラ表 (*Khiṭaṭ*, B., III, 143~4) と比較すれば, 総体的にここに表示したイブラ表の方が値が高い。マムルーク以外の軍人のイクター収入は, 次第に削減される傾向にあるというマムルーク朝のイクター制の状況を考慮すれば, このイブラ表は, ナーシール検地以前のイクター収入を示すものと考えてよいであろう。
- 55) この当時 1 *dirhām jayshī* は約 10 *dirhām* (*Khiṭaṭ*, B., III, 143~4)。
- 56) ‘*Ali Ibrāhīm Ḥasan* 前掲書 p. 334.
- 57) *Studies on the Structure of the Mamluk Army*, II (BSOAS, 1953 年) p. 452.
- 58) *ibid.*, “*The Ḥalqa*” の項参照。
- 59) *Sulūk*, I, 844 には「*nā’ib* の *Mankūtīmur* に対して, 広大な *iqṭā’*, *Banū Humayr* の牧草地とその周辺の村々, *Samhūd* とその周辺の村々, *Ḥaraja Qūs*, *Adfū* の町, 及びこれらの地区にある水車 (*dalīb*) が分与された。その税収高は穀物で 110,000 *ardabb* を越えていた」とある。
- 60) *Ibn Iyās*, I, 138; *Sulūk*, I, 855~6, 859; *Khiṭaṭ*, C., I, 21; *Nujūm*, VIII, 95; ‘*Ali Ibrāhīm Ḥasan* 前掲書 p. 334~5.
- 61) *al-mamālik al-manṣūriya* を創設したスルタンは不明であるが, *al-mamālik al-ashrafiya* はスルタン *al-Ashraf Khalil* (在位 689~693 年) の創設したマムルーク軍である。
- 62) *Sulūk*, I, 856.